

健康福祉局会計年度任用職員（受動喫煙防止対策指導員）

募集案内

（令和7年4月1日採用）

1 職務内容

健康増進法に定められた屋内禁煙の実施や望まない受動喫煙の防止のため、市民からの通報等に基づき、以下の業務を行います。

- (1) 市内事業所に対する受動喫煙対策の巡回指導業務（屋内禁煙が守られていない飲食店等への訪問・指導など）
- (2) 健康増進法の違反処理（勧告、命令等）に係る補助業務
- (3) 受動喫煙対策に関する啓発業務（巡回・看板設置など）
- (4) 受動喫煙に関する問合せ等への対応業務（電話対応含む）
- (5) その他、所属長が必要と認める業務

※大規模災害時における災害対応業務を含む（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 応募資格

- (1) 市民の健康増進に関心、意欲があること
- (2) 市内出張に対応できること
- (3) 対面、電話対応ができること
- (4) パソコンの基本操作ができること（ワード、エクセル及び電子メールソフト等）
- (5) 令和7年4月1日現在、20歳以上であること

※健康増進法において20歳未満は喫煙エリアへ立入禁止と定められているため、年齢制限を設けています。

3 募集人数

若干名

4 勤務条件及び報酬

- (1) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※条件付採用が適用され、1か月勤務し、勤務成績が良好な場合、正式採用になります。採用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。

（最大4回）

- (2) 勤務時間等

8時45分～17時15分（休憩時間1時間含む）

- (3) 勤務日
週4日勤務（月・水・木・金曜日）
※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。
- (4) 勤務場所
横浜市健康福祉局健康推進課（横浜市中区本町6丁目50番地10）
※庁舎は敷地内禁煙です。
- (5) 給与
月額 200,900円
※令和7年度の予定額です。制度改正等により変更となる可能性があります。
期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
- (6) 休暇
横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり
- (7) 社会保険
健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入
- (8) その他
勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法

- (1) 書類提出方法
郵送または持参にてお申し込みください。

書類提出先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10
横浜市健康福祉局健康推進課 受動喫煙防止対策担当
※封筒の表に「会計年度任用職員（受動喫煙防止対策指導員）応募」と明記してください。
※申込書類は簡易書留郵便にて提出してください。
※持参の場合は健康福祉局健康推進課（横浜市庁舎15階）で受け付けます。

- (2) 書類提出期限
令和7年1月10日（金）必着。持参の場合は同日17時まで。
- (3) 提出書類
 - ア 会計年度任用職員申込書兼履歴書
 - イ 書類選考課題提出用紙
※詳細は、「書類選考課題」をご覧ください。

ウ 返信用封筒

※110円切手を貼りつけのうえ、氏名、送付先を記載してください。

(4) その他注意事項

ア 所定の様式を使用してください。鉛筆（消えるボールペン含む）の使用不可。

イ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 提供いただいた個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的での使用は一切いたしません。

6 選考日程

(1) 第一次選考（書類選考）

提出いただいた書類により書類選考を行います。書類選考の結果は、申込者全員に令和7年1月28日（火）に郵便で発送します。

(2) 第二次選考（面接）

日付：令和7年2月7日（金）

場所：横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50番地10）

※面接の集合時間等の詳細については、書類選考合格者へ別途連絡します。

※面接を受験しなかった場合は辞退とみなし、結果の通知も行いません。

7 第二次選考の合否決定及び採用・不採用通知

合否に関わらず、令和7年2月14日（金）に郵便で発送します。

8 雇入時健康診断

必要に応じ、雇入時に健康診断を受診していただくことがあります。（日程調整中）

9 問合せ先

横浜市健康福祉局健康推進課

電話：045-671-4783

担当：山口、杉田

10 停止条件

この募集は、令和7年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされない時は、選考に合格していても採用されないことがあります。